

石見高等看護学院教務システム開発業務提案競技質問への回答

該当資料	No.	質問事項	質問内容	回答
仕様書	1	2-5(2) 本委託業務に必要な許認可	許認可とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	該当するものはないと想定していますが、提案された実施内容によって許認可が必要な場合はご対応をお願いします。
	2	2-5(5) 著作権	「契約書知的財産権取扱特記事項に記載のとおりとする」と記載がありますが、当該「契約書知的財産権取扱特記事項」の内容はどこで確認できますでしょうか。	県で使用する（別紙）知的財産権取扱特記事項の標準例を策定していますので、ご確認ください。
	3	4-1 「インターネットに接続していないパソコン」 8-2-2 基本事項及び8-2-2(3)「インターネット側からの不正アクセスへの対応」	仕様書4-1では「インターネットに接続していないパソコン」と記載されていますが、8-2-2(3)および関連箇所には「インターネット側からの不正アクセス」「最新のセキュリティ情報を入力し対策を行う」との記載があり、インターネット接続を前提とする内容に見受けられます。 当該パソコンは実際にインターネットへ接続する想定でしょうか。それともオフライン環境のままで運用する想定でしょうか。	当該システムは、基本オフライン環境で運用します。 アップデート等の必要な時のみ、一時的にインターネットに接続することを想定しています。
	4	4-1 本システムの概要につ きまして	インターネットに接続していないパソコンで本システムを運用されと考えておりますが、WindowsUPdate やウイルスソフトなど最新の状態に保たれる必要性、システムの対応等でインターネット接続が場合によっては必要と思われますが、必要に応じて接続をされると想定してもよろしいでしょうか。	アップデート等の必要な時のみ、一時的にインターネットに接続することを想定しています。
	5	4-2 帳票一覧	既存帳票について、文章内容の変更だけでなく、印字項目の配置変更や項目追加も対象となりますでしょうか。 また、表1に記載の帳票以外に、新規帳票の追加作成も発生する可能性がありますでしょうか。	既存帳票については、文章内容の変更だけでなく、印字項目の配置変更や項目追加も想定しています。 なお、新規帳票の追加作成は想定していません。 帳票変更の際に追加費用がかからないよう、拡張性の確保をお願いします。
	6	4-3 システムの規模	利用者は12名と記載されていますが、システムに同時接続するパソコンの台数は何台の想定でしょうか。	1台です。1台を12人で運用します。
	7	4-3 システムの規模 本システムの利用者及び 利用者数につきまして	委託料上限額の中でありましたら別途システムを管理する機器を入れてもよろしいでしょうか	別途必要な機器の導入は問題ありません。 なお、毎年の運用・保守費用の負担については現時点では想定していません。 また、本システムは、インターネットに接続していないパソコン1台で運用します。
	8	5 システム動作環境	システムを利用するパソコンから、石見高等看護学院様のネットワーク内にあるファイルサーバの利用は可能でしょうか。	利用できません。
	9	5 システム動作環境	該当のパソコンのOSやOfficeのアップデート及びOffice 365のライセンス認証はどのような方法で実施される想定でしょうか。	一時的にインターネットに接続して実施します。

石見高等看護学院教務システム開発業務提案競技質問への回答

該当資料	No.	質問事項	質問内容	回答
	10	5 システム動作環境	開発言語や使用ソフトウェアについて、制限はありますか。	制限はありません。
	11	7-2 信頼性	現行システムは、どのようにバックアップを取られているのでしょうか。	外付けHDDにてバックアップを取っています。
	12	8-2-3 ユーザ管理	権限付与や機能制限をユーザ単位で設定することは想定されていますでしょうか。	想定していません。
	13	8-2-3(2) 自動ログアウト機能	仕様書8-2-3(2)には「離席時のセキュリティ確保の為、一定時間以上アクセスがない場合に自動的にログアウトできる機能を有すること」と記載されています。 こちらの自動ログアウトは、システム側での制御を想定されていますでしょうか。 また、PCの画面オフやスクリーンセーバー設定による制御でも要件を満たすことになりますでしょうか。	自動ログアウトは、システム側での制御を想定しています。
	14	11 保証期間	保証期間中にシステムの修正等が必要となった場合、現地への訪問対応は必須でしょうか。 また、パソコンがインターネットに接続される場合、以下の方法での対応は可能でしょうか。 ・ Team Viewer等のリモート接続による作業 ・ 作業担当者が医療政策課を訪問し、共有フォルダを経由して現地とファイルのやり取りを行う方法	現地訪問は必須ではありません。 現地訪問以外での不具合修正対応が可能であれば、その方法で構いません。なお、石見高看と医療政策課の共有フォルダはありませんので、ご質問の方法は不可です。
実施要項	15	9-(4) プレゼンテーション	プレゼンテーションには、何名まで参加可能でしょうか。	5名を上限とします。
その他	16	プリンタについて	接続予定のプリンタについて、印字可能な帳票サイズと、パソコンとの接続方法についてご教示いただけますでしょうか。	帳票サイズはA4とA3があります。 接続方法はUSBタイプAで、パソコンに直接接続となります。
	17	開発中協議について	開発中の協議について、現地での実施が必須でしょうか。それともリモートでの実施も可能でしょうか。	リモートでの実施が可能です。

知的財産権取扱特記事項

第1条 委託者及び受託者は、委託業務の実施に関して、本契約締結以降に生じた特許権、実用新案権（特許・実用新案を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。）の帰属について、以下のとおり合意するものとする。

- （1）委託者が単独で行った発明・考案（以下「発明等」という。）から生じた特許権等は委託者単独に帰属するものとする。
- （2）受託者が単独で行った発明等から生じた特許権等は受託者単独に帰属するものとする。
- （3）委託者及び受託者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、委託者受託者の共有とし持ち分は委託者が2分の1、受託者が2分の1とする。この場合、委託者及び受託者は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承及び対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾できるものとする。

2 前項に定める委託者又は受託者の単独に帰属する特許権等が生じ、委託業務の実施に関して当該特許権等の実施が必要である場合には、委託者受託者は、委託業務の実施に必要な範囲内で、相手方に無償の通常実施権を実施許諾するものとする。

第2条 委託者及び受託者は、委託業務の実施に関して、本契約締結以降に作成されたソフトウェア等の成果物（以下「成果物」という。）及び成果物以外に受託者が委託業務の過程で委託者に提供したドキュメント、プログラム等（以下「受託者提供資料」という。）の著作権の帰属について以下のとおり合意するものとする。

（条文例1）

（1）新規に作成された成果物

成果物のうち、新規に作成された成果物の著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は委託者に対し、成果物について、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。以下同じ。）を無償で許諾することとし、委託者は、自らの業務処理に用いるために必要な範囲で、第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとする。

（2）委託者又は受託者が従前から有していた成果物

委託者又は受託者が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ委託者又は受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、成果物について委託者が〇〇システムを利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

（条文例2）

（1）新規に作成された成果物

成果物のうち、新規に作成された成果物の著作権については、別途協議により定める時期をもって、受託者の著作権の持ち分2分の1を委託者に譲渡するものとし、委託者受託者の共有とする。この場合、委託者及び受託者は、成果物につき、それぞれ相手方の承諾及び対価の支払いなしに自由に著作権法に基づく利用を行い、あるいは第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとする。

(2) 委託者又は受託者が従来から有していた成果物

委託者又は受託者が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ委託者又は受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、委託者に対し、成果物について委託者が〇〇システムを利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

(条文例3)

(1) プログラム

成果物のうち新規に作成されたプログラムの著作権については、別途協議により定める時期をもって、受託者から委託者に譲渡（著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。以下同じ。）するものとする。

(2) プログラムの構成部品

① 成果物のうち新規に作成されたプログラムの構成部品であるルーチン、モジュール、関数、型等（以下「プログラムの構成部品」という。）で、委託者又は受託者が従前から有していたプログラム構成部品の著作権については、それぞれ委託者又は受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は委託者に対し、当該プログラム構成部品について、委託者がそれを〇〇システムを利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。以下同じ。）を無償で許諾するものとする。

② 成果物のうち新規に作成されたプログラムのプログラム構成部品の著作権については、受託者に帰属するものとする。

＜又は：別途協議により定める時期をもって、受託者の著作権の持ち分の2分の1を委託者に譲渡することにより、委託者受託者の共有とする。この場合、委託者及び受託者は、当該プログラム構成部品につき、それぞれ相手方の同意及び対価の支払いなく自由に著作権法に基づく利用を行い、又は第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとする。＞

(3) ドキュメント

① 成果物のうち、新規に作成されたドキュメントの著作権については、受託者に帰属するものとする。

＜又は：引き渡しの時期（又は別途協議により定める時期）をもって、受託者の著作権の持ち分の2分の1を委託者に譲渡することにより、委託者受託者の共有とする。こ

の場合、委託者及び受託者は、当該ドキュメントにつき、それぞれ相手方の同意及び対価の支払いなく自由に著作権法に基づく利用を行い、又は第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとし、受託者は、個人情報取扱特記事項に反しない範囲で、受託者が著作権を有する成果物又は受託者提供資料を利用することができる。＞

- ② ①による利用には、有償無償を問わず、受託者が、成果物又は受託者提供資料の利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。
- (4) 受託者は、前号に基づき委託者に著作権を譲渡し、又は委託者に無償で著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託者及び受託者は、前各号に基づき第三者に著作権法に基づく利用を行わせる場合であっても、個人情報取扱特記事項に定める秘密保持義務を負うものとする。
- (6) 受託者提供資料に関する著作権は受託者に留保されるものとするが、委託者は、当該受託者提供資料を、自らの業務処理に用いるために必要な範囲で使用できるものとする。

第3条 委託者及び受託者は、本契約に基づき開発されたアイデア、ノウハウ、コンセプト等につき、それぞれ秘密保持 義務の負担及び対価の支払いをすることなく自由に使用できるものとする。